

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

投資家・取引先・従業員・地域社会等さまざまなステークホルダーと長期的協調を保つことを目標に、事業の財務体質の強化を図り、安定的な経営体質を確保するための諸施策を実行し、企業価値の向上を目指すことであります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1-2-4 議決権行使プラットフォーム利用、招集通知の英訳】

当社の海外投資家の比率は増加傾向にありますので、招集通知の英訳につきまして、引き続き導入の検討を行ってまいります。

なお、現在において、招集通知の早期発送や招集通知発送日に東京証券取引所のウェブサイトを通じて開示を行っており、株主の総会議案に対する検討期間の確保に努めております。

【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

当社は、政策保有株式については、毎年、有価証券報告書での開示を実施しておりますが、取締役会への具体的な詳細報告等は実施しておりません。今後の対応については引き続き検討しております。

【補充原則2-5-1 内部通報窓口】

内部通報については、必要十分な体制を構築の上、現在適切に実施中です。

また、その体制の中で、情報提供者の秘匿と不利益取扱いの禁止に関する規律は整備しており、当該体制の運用上、特に障害となる事実も確認されていないため、現在運用中の社内窓口とは別の窓口を、新たに設置することは予定しておりません。

【原則3-1(v) 情報開示の充実】

取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明

当社は、これまで社外取締役及び社外監査役の候補者については、その者を候補者とする理由を「定時株主総会招集ご通知」に記載しておりますが、次回改選からは社内取締役及び社内監査役の候補者についても、その者を候補者とする理由を「定時株主総会招集ご通知」に記載することを予定しております。

【補充原則3-2-1 外部会計監査人の適切な設定・評価】

(i)外部会計監査人候補を適切に選定し外部会計監査人を適切に評価するための基準の策定

外部会計監査人の監査実施状況や監査報告等を通じ、職務の実施状況の把握・評価を行っていますが、外部会計監査人候補の評価に関する明確な基準は策定していません。今後、なるべく早い時期に監査役会にて協議・決定する予定です。

(ii)外部会計監査人に求められる独立性と専門性を有しているか否かについての確認

外部会計監査人との定期的な意見交換や監査実施状況等を通じて、独立性と専門性の有無について確認を行っておりますが、今後は早い時期に会計監査人の評価に関する判断基準を策定し、それに則した評価・確認を行います。

なお、現在の当社外部会計監査人である有限責任監査法人トーマツは、独立性・専門性共に問題はないものと認識しています。

【原則4-8 社外取締役の有効な活用】

当社は、独立社外取締役1名を選任しております。機関設計は監査役設置会社で、3名の監査役の内1名は独立役員となっております。この4名の非業務執行役員が、取締役の業務執行の監査・監督を通じて、業務の適正と透明性を確保し、企業価値の向上に努めております。今のところ、社外取締役の増員の予定はありませんが、必要に応じ対応してまいります。

【補充原則4-11-3 取締役会の実効性についての分析・評価結果の概要】

当社は、毎月1回の取締役会を開催し、重要案件の審議・決議を行っておりますが、監査役より業務執行体制及び監督体制をはじめ、取締役会そのものの実効性等について、適正を確保するための質問、助言等を頂き、適宜、取締役の業務執行に反映されております。これらの結果の概要に係る開示については、今後の検討課題として認識しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社は、関連当事者間の取引については、該当する役員を特別利害関係者として当該決議の定足数から除外した上で、取締役会において決議しております。また、当社及び子会社を含むすべての役員に対して、年一回、関連当事者間取引の有無について確認するアンケートを実施しており、関連当事者間の取引について管理する体制を構築しております。

【原則3-1 情報開示の充実】

(i)会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社は、1848年(嘉永元年)に創業して以来、「誠心を以て、実行に徹底する」を経営理念としております。また、グループの共通スローガンは、「Growing together with U」その意味するところは、お客様・購買先・株主・地域社会・社員が共に成長、貢献できる企業を目指すことです。

経営戦略としては、当社は、表面処理業界のリーディングカンパニーとして、21世紀に成長発展を続ける企業を目指しております。基本的な方針としては、「選択と集中とスピード」をキーワードに、積極的な新製品の開発、新市場への展開を図ってまいります。また、当社グループの強みであります、薬品・機械・管理装置・めっき加工事業の海外展開の総合力を高めることに注力してまいります。一方で、事業部門ごとの業務効率の見直しや徹底したコストダウンを引き続き推進してまいります。これらの基本方針に従って、連結子会社を含めグループ一体となって、事業の方向性を明確にし、それぞれの課題の解決に取り組んでおります。

なお、取締役会では1年に1回、経営計画の確認及び承認を行っており、経営計画の達成に必要な施策の検討を行っております。

(ii)本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考えは、投資家・取引先・従業員・地域社会等さまざまなステークホルダーと長期的協調を保つことを目標に、事業の財務体質の強化を図り、安定的な経営体質を確保するための諸施策を実行し、企業価値の向上を目指すことであります。

(iii)取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

当社の取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は、当社内規に定めており、その内容は経営内容、従業員給与等とのバランスを考慮し、株主総会で決定した報酬総額の限度内において取締役会にて決定いたします。

(iv)取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

取締役候補者の選定は、取締役として株主から経営の委託に応え、経営に関する豊富な経験と高い見識を有し、取締役の職務を全うできる人材を取締役候補者として選定する方針としております。この方針に基づき、代表取締役が取締役候補者の原案を作成して取締役会に提案し、取締役会において取締役候補者を決定しております。

監査役候補者の選定は、幅広い経験や深い見識を持ち、取締役会に対して有益な助言や提言を行うことができる人材を監査役候補者として選定する方針としております。選任手続は、「監査役会規程」に基づき、監査役会が同意する監査役候補者の選任議案を株主総会に提出するよう取締役会に請求する方式をとっております。

【補充原則4-1-1 経営陣に対する委任の範囲】

取締役会は、会社の持続的な成長及び中長期的な企業価値の向上を目的として、各事業部門や連結子会社の業績進捗状況等を監督し、適法且つ迅速に重要事項に対する適切な意思決定を行っております。

また、取締役会の決議事項については当社取締役会規程にて具体的に定めており、経営陣が執行できる範囲については職務権限規程にて明確にしております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、社外取締役の候補者選定にあたり、会社法および東京証券取引所の独立性に関する要件に加え、当社の経営に対し率直かつ建設的に助言し監督できる高い専門性と豊富な経験を重視しています。

【補充原則4-11-1 取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性および規模に関する考え方】

取締役会は、現事業形態を踏まえ、実質的な議論を活性化するため、定款に基づき員数は、10名以内とし、性別や社内外等を問わず、様々な知識、経験、能力を有する者により構成しております。なお、現在の取締役の人数は8名です。

また、社外取締役を選任することにより、外部視点を取り入れ、業務執行体制及び監督体制の強化を図っております。なお、現在の社外取締役の人数は1名です。取締役の選任に関する方針・手続については、前述の『原則3-1(iv)』に記載の通りであります。

【補充原則4-11-2 役員が他の上場会社の役員を兼任する場合における兼任状況】

取締役及び監査役の他社との主な兼任状況は、従来から事業報告書等において適切に開示を行っており、現在の兼任状況は、取締役会又は監査役会のために必要となる時間と労力から見て合理的な範囲にあると考えています。

【補充原則4-14-2 取締役・監査役のトレーニングの方針】

当社は、取締役・監査役が、その役割や責務を適切に果たすために、就任時及び就任以降も、当社の事業や財務、組織等に関する必要な情報や知識を十分に理解できる機会を継続的に提供します。

また、各種の外部セミナー等への参加を通じた、取締役・監査役として必要な知識の習得及び取締役・監査役の役割と責務の理解促進を、当社が必要な費用を負担して支援する方針であります。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、IR担当及び株主との対話受付の担当部署として、経営企画部が担当しております。当社のIR活動としましては、当社ホームページによる情報の開示と発信、適時のマスコミ向け発表、機関投資家及び証券アナリスト向けの決算説明会の開催や個別取材対応、テレフォンカンファレンスなどを実施しております。なかでもIR活動において最も重要と考えておりますのは、株主総会における株主との対話であります。IR活動の目的は、当社の経営姿勢、収益力、財務状況、将来性などを知っていただくことであります。インサイダー情報に関しては、内部情報管理規程において厳重に管理するよう定めております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

30%以上

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
浪花殖産株式会社	2,276,124	23.04
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	685,600	6.94
CMBL .S.A. RE MUTUAL FUNDS	500,400	5.06
NORTHERN TRUST CO.(AVFC)RE 15PCT TREATY ACCOUNT	475,800	4.81
株式会社三菱東京UFJ銀行	454,400	4.60
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND (PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO)	425,300	4.30
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	357,122	3.61
NOMURA PB NOMINEES TK1 LIMITED	314,400	3.18
上村共栄会	247,800	2.50
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE-HCR00	180,700	1.82

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3 月
業種	化学
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

――

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
高橋章彦	税理士								△			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
高橋章彦	○	独立役員として指定している社外取締役の高橋章彦氏は、当社と取引関係のある株式会社亀岡合同総研に平成21年から平成26年3月まで課長として勤務しておりました。当社と同社の取引は全体に占める割合が僅少であるため、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、概要の記載を省略します。また、その後同社を退社し、平成26年5月に高橋章彦税理士事務所を開業しており、現在同氏と当社との間には、取引関係その他利害関係はありません。	高橋章彦氏は、税理士として専門的な知識および株式会社亀岡合同総研において株式会社等への経営コンサルタントとしての豊富な経験で培った企業経営に関する高い知見を有し、独立した立場から取締役の業務執行を監査していただくことにより、当社取締役会の機能強化に繋がるものと判断しております。また、一般株主と利益相反が生じるおそれもないものと判断し、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4 名
監査役の数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人及び内部監査室とは、必要の都度相互の情報交換・意見交換を行うなどの連携を密にし、的確な監査を実施するよう努め、監査の実効性と効率性の向上を目指しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
亀岡 強	その他													○
河野 哲郎	他の会社の出身者							△						

- ※ 会社との関係についての選択項目
 ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
 ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 - m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
亀岡 強	○	――	監査役として幅広い知見と経験を有しており、社外監査役として当社のコーポレート・ガバナンスの更なる充実に貢献していただいております。また、同氏は主要株主、主要な取引先の出身者等の特別な関係が当社とありませんので、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと判断し、独立役員に指定しております。
河野 哲郎		――	会社経営等の豊富な経験や実績により、幅広い知見と見識を有しており、業務監査、会計監査の双方において社外監査役としての客観的な立場から公正な監査をしていただけると判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の数	2 名
--------	-----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

通常の役員報酬及び役員賞与の増減によって、当該取締役の業績に報いる対応をとっています。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況

一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書等で全取締役の報酬総額及び代表取締役の報酬額を開示しております。
なお、取締役及び監査役への報酬は、平成19年6月28日開催の第79期定時株主総会において決議された、取締役年額3億5千万円以内、監査役年額5千万円以内としております。

報酬の額又はその算定方法の決定方
針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は、当社内規に定めており、その内容は経営内容、従業員給与等とのバランスを考慮し、株主総会で決定した報酬総額の限度内において取締役会にて決定いたします。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役会、監査役会事務局として総務部が窓口として対応しています。重要な情報については、必要な都度、社外取締役及び社外監査役に対し報告・説明を実施しております。
また、監査役が職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、適切な人物を選任し、その補助業務を行わせることとしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、「取締役会」、「監査役会」制度を採用しております。取締役会は、会社全体にわたる経営方針、経営戦略の策定、執行、重要事項の決定等を行う機関として月1回の定例のほか、必要に応じて随時開催しており、迅速な意思決定を行っております。

監査役会は、社外監査役2名を含む3名で構成されており、ガバナンスのあり方とその運用状況を監査し、取締役の職務の執行状況を含む経営の日常的活動を監視しております。また、監査役は取締役会及び社内の重要会議に参加し、取締役、従業員、会計監査人からの報告收受を行うなど厳密な監査体制をとっております。

当社は、社外取締役及び社外監査役を選任するための当社からの独立性に関する基準等を定めておりませんが、社外取締役及び社外監査役の選任に際しては、おおよそ一般株主との利益相反が生じるおそれがないこと、当社の企業価値向上への貢献が可能であることを考慮しております。
社外取締役は、社内取締役と意思疎通を十分に図って連携し、会計監査人及び内部監査室からの各種報告を受け、取締役会での十分な議論を踏まえて取締役の業務執行の監督を行います。
社外監査役は、社内監査役と意思疎通を十分に図って連携し、会計監査人及び内部監査室からの各種報告を受け、監査役会での十分な議論を踏まえて監査を行っております。

当社の会計監査について有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結しております。平成27年3月期において業務を執行した業務執行社員は吉村祥二郎氏、松嶋康介氏の2名であり、監査業務に係る補助者は、公認会計士8名、準会員4名、その他4名であります。
なお、当社と同監査法人及び当社の監査に従事する同監査法人の業務執行社員との間に特別の利害関係はなく、また、同監査法人はすでに自主的に業務執行社員について、当社の会計監査に一定期間を超えて関与することのないよう措置をとっております。
また、全社的な組織の質的向上を図るべく内部監査部門として内部監査室(2名)を設置し、会計処理の適法性及び業務処理の妥当性の検証並びに改善への提言を行い、法的遵守を徹底すべく内部業務監査を実施しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社が現在の企業統治の体制を採用する理由は、当社のコーポレート・ガバナンス体制が経営環境や内部の状況について深い知見を有する取締役と幅広い知識と見識を有した監査役により構成されており、取締役による的確な意思決定と迅速な業務執行が行われる

一方、監査役による適正な監視を可能とする経営体制を構築し、当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方を具現化できる体制であると判断しているためであります。

当社は、経営の意志決定機能を持つ取締役会に対し、社外取締役及び社外監査役を選任しており、それぞれの職歴、経験、知識等を活かした外部的視点から経営監視機能が十分に機能する体制が整っているため、現状の体制としております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	事業年度終了後、法令所定の決算、監査手続きを経て総会招集通知を完成させますので、正確を期するためにも相当の日数を要します。然しながら、当社におきましては、株主様に対するより迅速な情報提供を目的に平成24年の株主総会から招集通知発送期限より5営業日前に発送するようにいたしました。今後につきましては、更なる早期発送が可能となるように検討していきたいと考えております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	半期ごとに決算説明会を開催し、社長自身がアナリスト・機関投資家の皆さまに決算の内容や事業の状況、そして今後の事業展開等について説明しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	ホームページ(http://www.uyemura.co.jp)上において、タイムリーかつ正確で充実した情報開示に努めています。掲載IR資料としては、決算短信、決算説明会資料、業績予想の修正等があります。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR部門は経営企画部が担当し、そこにIR担当者を配置しています。アナリスト・機関投資家・海外投資家等へ、問い合わせの都度説明を行っています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	上村グループでは、コンプライアンスを単に社会秩序を乱さないというような消極的な意味ではなく、企業は法人として、経営者は経営責任者として、従業員は各自が個人として自らの行いに節度を保ち、経営理念『誠心をもって、実行に徹底する』に基づき積極的にコンプライアンスを含めた企業の社会的責任(CSR)を果たす経営(CSR経営)を実践するとのトップステートメントを表明し、これらを具現化して円滑に推進するため、「上村グループ行動憲章」及び「上村グループ行動指針」を制定しました。「上村グループ行動指針」には取締役をはじめ使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、日常の業務活動において守るべき諸ルール(22項目)を定めており、取締役はこれを率先して遵守し、啓蒙・管理していく責務を負っています。これらを実践していくためのコンプライアンス(CSR)推進体制を明確に組織化し、管理監督の中心として「コンプライアンス(CSR)推進室」を設置し、その管理下に、継続的対応の必要なテーマについて、実践・解決するための分科会を設置しています。環境保全活動に関しては重要課題のひとつとらえ枚方工場においてISO14001:2004の認証を受け、企業活動が地球環境に及ぼす影響に配慮し、環境と事業活動の調和を目指すと共に循環型社会形成に寄与することを基本とし、表面処理向けの資機材(研磨剤、薬剤、設備装置、機器)の研究開発及び製造を行っています。このことを踏まえて環境方針を定め、全ての従業員による環境保全活動を推進しています。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、平成27年5月14日開催の取締役会において、「内部統制システム構築の基本方針」の一部を改定する旨決議しております。なお、改定後の当社の内部統制システム構築の基本方針は次のとおりであります。

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

a. 当社は、上村グループのコンプライアンス(CSR)推進についてのトップステートメントを掲げるとともに、当社並びにグループ会社の取締役及び使用人を含めた上村グループ行動憲章及び上村グループ行動指針を定め、CSR推進室を設けて、法令、定款および社内規程の遵守・徹底を図る。

b. 取締役会については取締役会規程を定め、月1回これを開催することを原則とし、その他必要に応じて随時開催して取締役間の意思疎通を図るとともに、法令に従い相互に業務執行の監督を行う。

c. 当社は、監査役設置会社であり、取締役の職務執行については法令ならびに監査役会の定める監査の方針および計画に従い、各監査役が監査を行う。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、取締役会規程及び文書管理規程に基づき記録し、保存・管理する。記録は文書の保管及び保存要領に定められた期間、その保存媒体に応じて適切かつ検索性の高い状態で保存・管理し、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

a. コンプライアンス、災害、事業、情報セキュリティ等に係る個々のリスクについては、CSR推進室内にそれぞれの分科会を創設し、リスク管理体制を構築する。

b. 危機管理対策規程を制定し、不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長またはその指名する者を本部長とする対策本部を設置して迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整える。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

a. 取締役会で決議すべき重要事項を取締役会規程で定め、当該規程に従い取締役会にて決定する。その他取締役会へ報告すべき重要事項については、職務権限規程(基本権限一覧表)に定める。

b. 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程・職務権限規程において、それぞれの責任者およびその責任と執行手続の詳細について定める。

c. 取締役会で定めた中期経営計画および予算ならびに全社的な目標については、取締役、本部長、工場長および中央研究所長が事業戦略、業務進捗の定期的なレビューと改善策を検討し、取締役会に報告する。

(5) 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

a. 当社は、CSRに基づく企業活動をトップステートメントとして発信するとともに、当社ならびにグループ会社の取締役および使用人を含めた上村グループ行動憲章および上村グループ行動指針を定め、法令、定款および社内規程の遵守・徹底を図る。

b. 担当役員を長とするCSR推進室を設置して、コンプライアンス等のリスク管理体制を整備し、問題点の把握に努め、CSRの維持・向上を図る。

c. CSR推進室内に監査委員会を設け、内部監査室と協力して、CSR推進体制の運営状況を監査する。

d. 法令違反その他のCSR推進に関する疑義のある行為について、使用人が直接情報提供を行なう手段として、法務部を窓口とする内部通報制度(ホットライン制度)を設置・運用する。

(6) 当社の子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

A 当社の子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、関係会社管理規定を定め、取締役に対しては、職務執行の報告を遅滞なく行うよう定める。また、必要に応じて、取締役会において報告することを求める。

B. 当社の子会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制

当社及び子会社すべての行動指針として上村グループ行動憲章及び上村グループ行動指針を定め、CSR推進体制を整備する。リスク管理規定のもと、当社CSR推進室は、この体制をグループ会社へ横断的に展開し、リスク管理体制を構築する。

C. 当社の子会社の取締役の職務の執行が効果的に行われることを確保するための体制

子会社の取締役の業務執行に関し、組織規定・職務権限規定・職務分掌規定等を整備し、それぞれの責任及びその責任者と執行手続の詳細について定める。

D 当社の子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

a. 当社は、CSRに基づく企業活動をトップステートメントとして発信するとともに、当社並びにグループ会社の取締役及び使用人を含めた上村グループ行動憲章及び上村グループ行動指針を定め、法令、定款及び社内規程の遵守・徹底を図る。

b. 当社は、関係会社管理規定を定め、各グループ会社の運営管理を行うとともに、内部監査を実施する。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役が必要とした場合、監査役の職務を補助する使用人を置く。

(8) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

当該使用人の異動・評価については、監査役会の同意を得ることとする。

(9) 監査役の上記(7)の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当該使用人が、他部署の使用人を兼務する場合は、原則として監査役の職務の補助を優先することとする。

(10) 次に掲げる体制その他監査役への報告に関する体制

a. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制

取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、法令に従い直ちにこれを監査役または監査役会に報告しなければならない。監査役は、いつでも必要に応じて取締役及び当該使用人に対して報告を求める。

b. 当社の子会社の取締役、監査役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者(以下「情報を入手した者」という)が監査に報告するための体制

各子会社の取締役または監査役は、各子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、直ちにこれを当社の監査役または監査役会に報告しなければならない。当社の監査役は、いつでも必要に応じて、各子会社の情報を入手した者に報告を求める。

(11) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、前号の監査役に報告した内容を守秘し、報告した者に対して不利益な取扱いを行わない。

(12)監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をした時は、当該監査役に職務の執行に必要なと会社が証明した場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

(13)その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

a.監査役は、取締役会に出席して必要に応じて意見を述べ、常務会その他の重要な会議にも出席して重要事項の審議ないし報告状況を直接認識できる体制とする。

b.代表取締役は、監査役と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備状況、監査上の重要課題等について意見交換を行う。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社では、反社会的勢力排除への取り組みについては、上村グループ行動指針において「反社会的勢力との一切の関係を遮断する。」ことを制定し、上村グループ全役職員に周知徹底しております。

Vその他

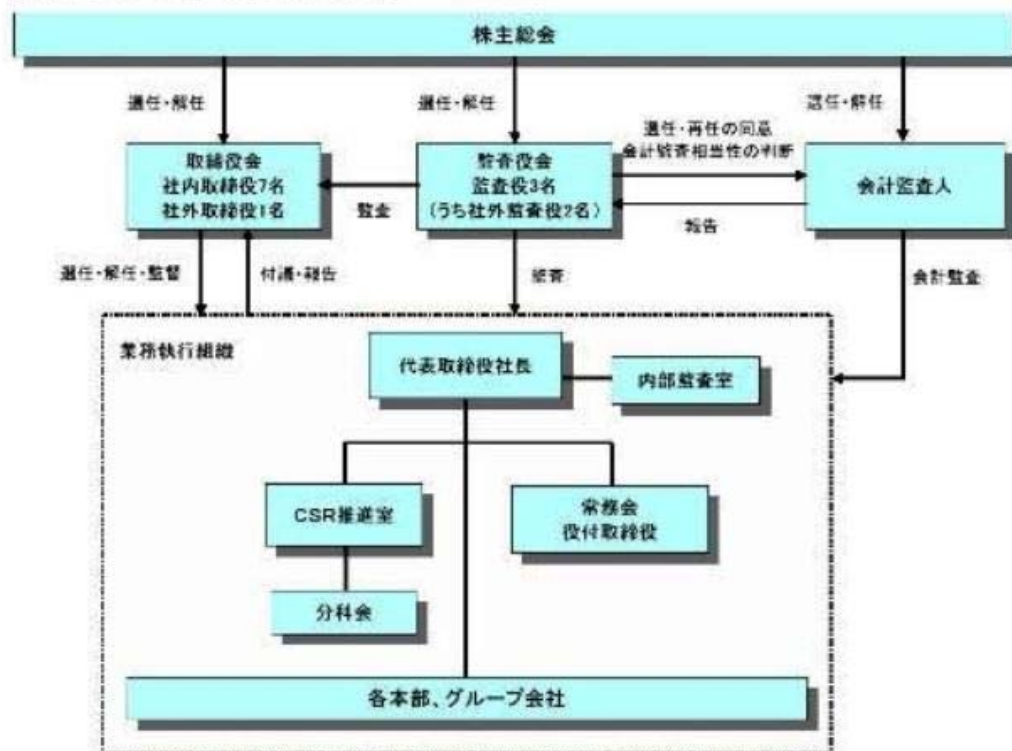
1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

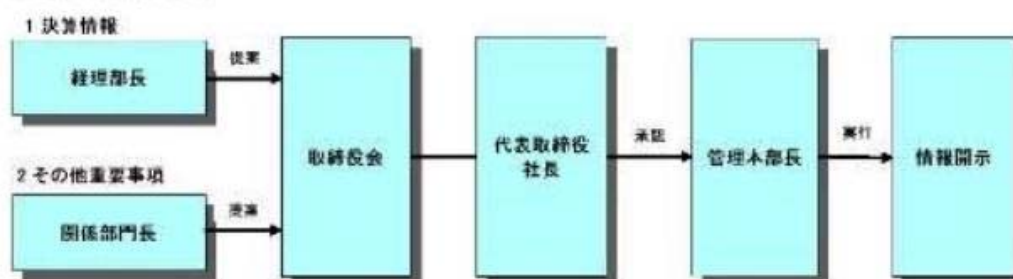
該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【当社のコーポレート・ガバナンス体制の模式図】



【当社の適時開示体制】



当社は、金融商品取引法及び東京証券取引所の定める適時開示規則に準拠し、速やかな情報開示を実施するよう努めております。情報の管理におきましては、社内規程（取締役会規程、文章管理規程など）を定め、インサイダー取引の防止の徹底を図っております。

1 決算情報

財務諸表等の決算情報は、経理部長（決算担当部門長）より取締役会に提案され、取締役会の審議、承認を受けた後、管理本部長（情報取扱責任者）によって開示されます。その後、決算情報は自社のホームページに公表資料として掲載されます。

2 決算情報以外の重要事実

当該事実は、事実ごとに関係部門長より取締役会に提案され、取締役会の審議、承認を受けた後、管理本部長（情報取扱責任者）は、その重要事実が東京証券取引所の定める適時開示情報に該当するかの判断に従い、開示を行います。